

H17.6（内閣府防災）
津波避難ビル等に係るガイドライン

H23.3.11 東日本大震災

H23.12.27
津波防災地域づくりに関する法律
→指定避難施設の規定

H25.6.21
災害対策基本法改正
→指定緊急避難場所の規定

H26.3.26 技術的助言（内閣府防災、消防庁）
災害対策基本法（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について

H29.3.31 技術的助言（内閣府防災、消防庁）
指定緊急避難場所の指定に関する手引き
（内閣府防災）

H29.7.5 技術的助言（内閣府防災）
※津波避難ビル等に係るガイドライン廃止

R7.7.25 技術的助言（内閣府防災）
（現在に至る）

津波避難ビル

- RCまたはSRC構造
（耐震性を有する。以下同じ）

指定避難施設

津波防災地域づくり法
第56条

- （津波に対して安全な構造方法）
【津波作用時の耐力】
建築物の転倒、滑動等を検討する場合
 - ・津波による浮力
 - ・洗堀のおそれがある場合の基礎杭使用
 - ・漂流物の衝突による倒壊、崩壊等

（基準は国交省告示で定められている）

指定緊急避難場所 （津波）

災対法第49条の4

- RCまたはSRC構造
- 津波に対して安全な構造方法

- 津波に対して安全な構造方法

- 津波に対して安全な構造方法
- やむを得ず指定を続ける場合は課題を周知